

奈良県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県議会議長 岩田 国夫

### 奈良県議会議規則第一号

奈良県議会議規則の一部を改正する規則

奈良県議会議規則（昭和三十一年十二月奈良県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項ただし書中「簡易な事項については」を「発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。